

富山県警察の警察官の礼装に関する訓令

富山県警察本部訓令第21号

富山県警察の警察官の礼装に関する訓令を次のように定める。

昭和48年8月17日

富山県警察本部長

富山県警察の警察官の礼装に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県警察の警察官（以下「警察官」という。）の礼装に関し必要な事項を定めるものとする。

(礼装)

第2条 警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、常装に手袋を着用して、礼装に代えることができる。

(礼服の着用)

第3条 礼服は、次の各号に掲げる場合に着用するものとする。ただし、本部長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 表彰式等公式の儀式に出席するとき。
- (2) 外国の文武官を公式に訪問又は接受するとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本部長が儀礼上必要があると認めたとき。

(警察勲功章等の着用)

第4条 礼装の場合における警察勲功章等の着用については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）の定めるところによる。

(拳銃等の携帯)

第5条 礼装する場合は、拳銃、警棒、帯革及び手錠は装着しないものとする。ただし、本部長が指示したときは、この限りでない。

(礼装の斉一)

第6条 公式の儀式等に出席する場合の礼装は、斉一を期するものとする。

(礼装の貸与等)

第7条 礼装は、必要の都度貸与する。

- 2 警察本部の課長、室長、隊長、所長、センター長及び警察学校長並びに警察署長は、前項の貸与を希望するときは、礼服借用申請書（別記様式）により、警務部警務課長に借用を申請するものとする。

附 則

この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月20日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年3月20日から施行する。

附 則（平成4年12月16日本部訓令第19号）

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月11日本部訓令第2号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月3日本部訓令第4号）

この訓令は、平成9年3月10日から施行する。

附 則（平成31年4月26日本部訓令第19号抄）

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日本部訓令第12号）

この訓令は、令和3年9月27日から施行する。

附 則（令和4年2月4日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

